

懇話会の運営について(案)

1. 会議の公開について

仙台市では、市政運営における透明性の向上を図り、開かれた市政を推進する趣旨から、本懇話会のような附属機関等の会議においては、「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」「附属機関等の会議の公開に関する取扱い要領」等を定め、市民の皆様に対し審議等の状況を明らかにする目的から会議を公開している。

会議の公開・非公開はそれぞれの附属機関等において決定することになっており、本懇話会については、個人情報等、特に非公開とする理由がないことから、原則として会議を公開とする。

(参考)

「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」

(附属機関等の運営等)

第4条 附属機関等の運営については、次の事項に留意し、適正かつ効率的にこれを行うものとする。

(1) (略)

(2) 会議の公開・非公開は、当該附属機関等において決定すること。その場合において、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

ア. 仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号)第7条各号に掲げる情報を扱う場合

イ. その他非公開とすることに相当の理由がある場合

(後略)

仙台市情報公開条例第7条において非公開とすべき情報とは

- ・法令により公開することができないとされている情報
- ・個人に関する情報
- ・法人等の正当な利益を害するおそれがある情報
- ・人の生命の保護や犯罪の予防等に支障が生ずるおそれがある情報
- ・市や国等の審議、検討又は協議が適正に行われなくなるおそれがある情報
- ・市や国等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

【公開の方法】

- ①会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。
- ②傍聴者の定員を10名程度とする。
- ③傍聴希望者が定員を超えた場合は先着順により決定する（傍聴希望者が定員を超えた場合で、傍聴希望者が会議資料又は傍聴席が無いことを了解した場合は、可能な範囲で傍聴を認めるよう努めるものとする）。
- ④会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を別紙のとおり定める。
- ⑤公開した会議の会議録写し及び資料を市政情報センター及び区情報センター並びに仙台市ホームページにおいて閲覧に供する。

2. 会議録について

懇話会の会議録は、事務局である百年の杜推進部において作成する。委員全員の署名に代えて、協議会開催の都度、座長及び座長が指名する委員1名の計2名が署名することとする。

会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項

青葉山公園（仮称）公園センターの整備に関する懇話会

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守って下さい。

- 1 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言する等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
- 2 はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
- 3 飲食又は喫煙をしないこと
- 4 写真撮影、録画、録音等を行う場合は、事前に事務局に申し出ること。
ただし、議事が始まってからはストロボ、照明等は使用しないこと
- 5 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 6 その他、会場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
- 7 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと

※ 以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。